

第 1 回札幌市公金保全対策会議 委員発言要旨

日時：平成 14 年 1 月 31 日（木） 10：00～12：00

場所：市役所本庁舎 10 階 市長会議室

出席者：委員全員（欠席者なし）

1 金融機関の経営状況の把握について

（金融機関の経営指標の把握）

- ・ 中間決算及び本決算の指標はディスクロージャー誌にて公表されるのを待つのではなく、短信等によりわかり次第まとめて会議に報告する必要がある。特に短信等の速報値に大きな変化があった場合は、会議に即知らせるべき。

短信等の速報値は本決算での値とほとんど差のないものであるといえる。

- ・ また、預金者等の市場の要請により、これからは年 2 回の情報開示ではなく四半期ごとの報告を行う環境になっていくであろう。

（金融機関の経営状況の把握項目）

- ・ 健全性、安全性、流動性といった観点からの指標はどの金融機関を分析するにも重要なものであり、現在まとめている指標を分析することで、とりあえずは充たされていると思う。
- ・ 指標には、金融機関の財務状況が正確に反映されているものとされていないものがある。つまり、経営指標には表現できないものがある。それは金融機関との接触（銀行員の情報等）の中で感じ取っていくしか方法はない。
- ・ 拓銀の破綻のときは、上層部の一部の人間しか実態をわかっておらず、その他の行員は何もわかっていなかったといわれているが、どういう方法で金融機関の人と接して把握していけばよいか難しい。

（金融機関の経営状況の把握水準）

- ・ 公金を扱う者の責任としては、それなりの正当な注意を払っていかなければならないが、今回集めている数値等を継続的に間断なくチェックしていく仕組みができていれば、正当な注意を払っている水準にあると思う。
- ・ 金融機関の不良債権の評価が甘く、実態にそぐわない状況が時々ある。これを、役員レベルではわかっていて隠しているケースもある。これは公認会計士においても監査の限界である。しかし、年々、監査法人や公認会計士、また、金融庁の評価も厳しくなっているため、公表されているデータを迅速に分析・評価していくしかないのでは？

（金融機関の公表指標の信頼性）

- ・ 公表されている数字については、どれほど信頼性があるのかを問わなければならない。例えば、不良債権について言えば、銀行によって破綻懸念先に入れていたりいなかったりしている。こういう状況は財務指標を見ていっても十分にはわからない状況にある。したがって、サドンデスに近い形で破綻することがある。この観点も忘れてはいけない。
- ・ 金融機関の経営指標を見ていく際には、金融機関がどの程度危ないかといったあいまいなものではなく、預金額を具体的に決定する材料とするためにも、金融機関の格付や株価

の推移にも留意する必要がある。各種の経営指標のウェイト配分をいかにして総合的な経営判断のデータとしていくのかを詰めていく必要がある。

(株価)

- ・ 金融機関が公表している指標は必ずしもタイムリーなものではないので、やはり株価等は継続してウォッチしていくべきであり、株価は金融機関に何か変化の予兆があった場合に必ず反映するものである。そうしないと突然の動きに対処できないのではないのか？
- ・ 株式の取引量にも注意すべきである。

2 相殺による保全策について

(1) 土地開発公社の借入金に係る保証債務を活用した相殺について

(公社の履行遅滞との関係)

主たる債務者（土地開発公社）に借入金の償還債務の履行遅滞がなくても、札幌市の保証債務と預金債券とを相殺することは可能である。保証債務には、期限の利益や抗弁権があるが、札幌市がこれらの権利を放棄すればよいだけである。

(契約内容)

金融機関が破綻した際に、速やかに相殺するためには、金融機関との保証債務契約の中に相殺に係る内容を盛り込んでおいた方がよい。確実度は増す。

(地方自治体の行為としての適法性)

札幌市が債権者（金融機関）保証債務の履行を求められていないにもかかわらず、保証債務を行うことについては、札幌市の預金を保全するために金融機関の破綻に対応することであるので問題はないと思われる。

ただ、相殺後に公社に対する求償権の内容との比較についても考慮する必要がある。

(公社の預金との関係)

相殺する際に公社の預金と札幌市の預金の順位については、公社の預金から相殺する旨の合意を公社との間で結べばよい。

(求償権の内容)

公社は札幌市の求償権に対して、相殺以前に金融機関に持っていた期限の利益を主張することができる。したがって、公社から相殺した預金相当額を一度に返してもらうためには、公社との間でその旨の合意をとる必要がある。

(2) 市債との相殺について

- ・ 現状では、各金融機関において預金は余っている。しかし、北海道や他市町村も同じく相殺のために金融機関からの借入を行うならば、他団体とも歩調を合わせて借入額を考えなければ、特に小規模の金融機関では、一般企業に資金が回らなくなる恐れもあるのではないかと。

以 上